

受益者負担の適正化に関する基本方針の改定について

2025年11月に「受益者負担の適正化に関する基本方針」を改定しましたので報告します。

1 受益者負担の適正化の目的

市民間の公平性と市民サービスの向上を目指すとともに、行政のマネジメントを改善すること

2 基本方針改定の理由

2019年2月に改定してから6年が経過したことから、これまでの取組や社会情勢等を踏まえて所要の変更を行い、一層の受益者負担の適正化を図るため

3 検討経過

学識経験者3名で構成する町田市受益者負担の適正化検討委員会を設置し、2025年9月と10月の計2回、検討を行いました。

4 改定の要点

(1) サービスの選択性・市場性を基準に設定したサービス区分を細分化

サービス区分を4区分から9区分に細分化することで、施設の設置目的に応じた受益者負担割合を適正に反映できるようにしました。

図1 従前のサービス区分

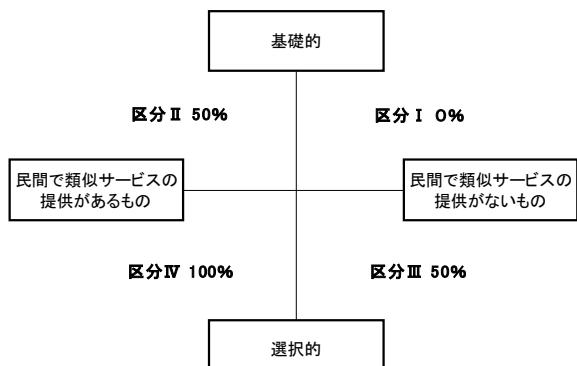


図2 改定後のサービス区分

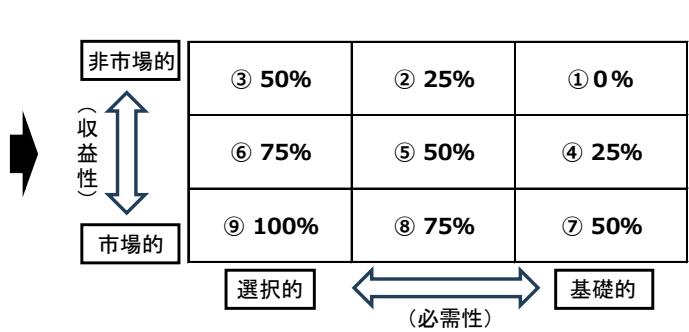


図3 サービス区分と対象施設の振分け

③50%	②25%	①0%
<p>【観覧・ホール等】 国際版画美術館・町田市民ホール・和光大学ポプリホール・町田市民文学館ことばらんど</p> <p>【体育施設】 体育館・野球場・ソフトボール場・プール・グラウンド・陸上競技場</p>	<p>【貸室等】 市民センター・コミュニティセンター・バイオエネルギーセンター会議室・わくわくプラザ町田・学校施設開放・町田市フォトサロン・子ども創造キャンパスひなた村</p> <p>【体育施設】 学校施設開放</p>	
⑥75%	⑤50%	④25%
<p>【貸室】 町田薬師池公園四季彩の杜 西園ラボ・体験工房</p> <p>【体育施設】 テニスコート</p>	<p>【貸室等】 まちだ中央公民館・町田市民フォーラム・健康福祉会館会議室・町田ターミナルプラザ市民広場</p>	
⑨100%	⑧75%	⑦50%
<p>【宿泊施設】 NatureFactory東京町田・町田市自然休暇村</p> <p>【貸室等】 町田市文化交流センター</p>	<p>【施設付帯駐車場】 公園等駐車場</p>	

(2) 使用料・手数料の改定スケジュールの見える化

使用料・手数料の見直しは4年毎に行うこととし、施設ごとの改定スケジュールを公表します。

ただし、指定管理施設については、指定管理の期間に合わせて改定を行います。

受益者負担の適正化に関する基本方針

はじめに～受益者負担の適正化の背景と必要性～

市は、行政の責務として「社会的公平・公正の追求」を負っています。

市が提供する施設やサービスは市税などを通して市民が負担しているため、誰もが公平・公正に利用できなければなりません。

スポーツ施設の利用や各種の証明など、行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中においては、利用する人にその費用の一部を負担していただくことが、市民間の不公平をなくすことに繋がります。

また、厳しい財政状況のもと、継続的に行政サービスを提供していくためには、社会経済情勢に合わせてサービス水準や使用料、手数料を見直して行く必要があります。

受益者負担の適正化は、市民間の公平性の確保と市民サービスの向上を目指すとともに、行政のマネジメントを改善することを主な目的として取り組むものです。

第1 基本的な考え方

1 受益者負担の適正化の2原則

（1）負担公平の原則

特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定と適時適切な見直しが必要です。

（2）負担均衡の原則

行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要です。

2 受益者負担額算定方法

- (1) 受益者負担額は、市が提供するサービスに係る費用（以下「サービス原価」という。）を基に算出します。
- (2) 市が提供するサービスは多岐にわたるため、サービスを性質別に分類し、サービス分類ごとの受益者負担割合を設定することによって、税負担と受益者負担との均衡を図ります。

$$\text{受益者負担額} = \text{サービス原価} \times \text{受益者負担割合}$$

3 サービス原価の改善及びサービス向上の取組

市は、効率的・効果的な施設運営やサービスの運用に努め、サービス原価の改善に取り組みます。また、利用者の満足度向上のため、利用者のニーズを捉えたサービス改善に取り組みます。

4 受益者負担割合の公表

市民やサービスの利用者に、受益者負担の適正化の取組をより理解していただけるよう、身近な公共施設の受益者負担割合と受益者負担の適正化に向けた今後の取組方針を、毎年、市ホームページで公表します。

第2 対象とする受益者負担

1 種類

- (1) 使用料 地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの
- (2) 手数料 地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの
- (3) 分担金 地方自治法第224条の規定に基づき、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって特に利益を受ける者から徴収するもの
- (4) 負担金 地方公共団体が、法令、条例等に基づき徴収するもの
- (5) 雑入 私法上の契約関係に基づき徴収するもの
- (6) 市に歳入のない自己負担 検診受診費用、予防接種費用など

2 適用除外

次に掲げるものについては本基本方針の適用外とします。

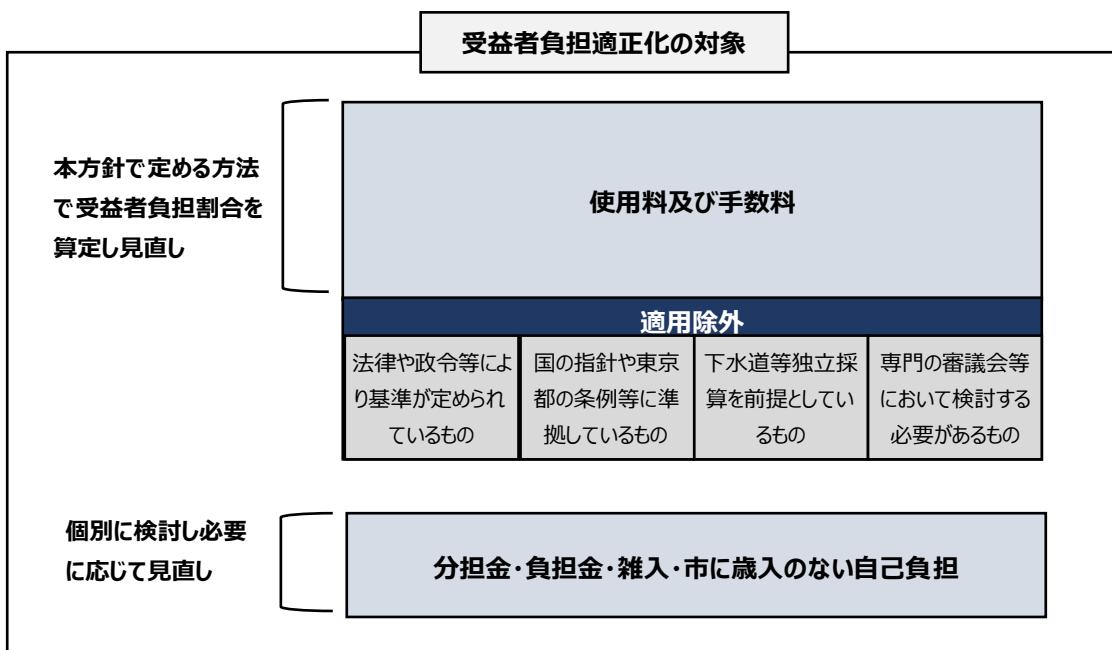
- (1) 法律や政令等により基準が定められているため、市が独自に設定することが適当でないもの
 - 例) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料、法令で無料であることが規定される図書館
- (2) 国の指針や東京都の条例等に準拠しているため、市が独自に設定することが適当でないもの
 - 例) 道路等占用料
- (3) 独立採算を前提としているもの(公営企業)
 - 例) 下水道事業、病院事業
- (4) 政策的な判断や広域的な観点を必要とするため、専門の審議会等において検討する必要があるもの

例) 市立保育園保育料、学童保育所育成料、家庭ごみ処理手数料

3 適正化の方法

使用料及び手数料は、「第5 使用料・手数料の見直し」に示す方法で受益者負担の適正化を図ります。分担金、負担金、雑入のほか市に歳入のない自己負担は、該当する行政サービスについて個別に検討し、必要に応じて料金の見直しを行います。

図1 適正化の対象とする受益者負担



第3 使用料の受益者負担割合について

1 サービス原価に含める費用

使用料のサービス原価の対象とする費用は、人件費、物件費、維持補修費とします。

ただし、民間で同種のサービスが適用されるものについては、上述の費用に加え、当該サービスに係る部分の施設の減価償却費もサービス原価とします。

2 施設の性質に応じた負担割合の設定

公の施設はその設置目的や性質が多様であるため、使用料の算定にあたっては、施設の性質に応じて、費用のうち受益者が負担する分と公費で負担する分を決める必要があります。

そこで、施設の性質を次の2つの基準で9つに分類し、受益者負担割合を設定します。

(1) サービスを分類する2つの基準

(ア) サービスの選択性に関する基準（必需性）

・基礎的なもの

市民生活の基盤となる公共性が高いサービスで、年齢や性別、住所地を問わず、広く提供されるべきもの

・中間

公共性を有するサービスで、特定の利用者の利便を図るもの（市民センターの諸室など）

・選択的なもの

生活や余暇を潤いのあるものとするサービスで、市民一人ひとりによってその必要性が大きく異なるもの（市民ホール、体育館など）

(イ) サービスの市場性に関する基準（収益性）

・非市場的なもの

同種のサービスの民間での提供が困難であり、主として行政が提供するもの（体育館など大規模施設、地域利用を前提とした市民センター等の諸室など）

- ・中間

同種のサービスの民間での提供が少ない又は現在提供されていないが、今後期待できるもの（中心市街地における会議室、テニスコートなど）

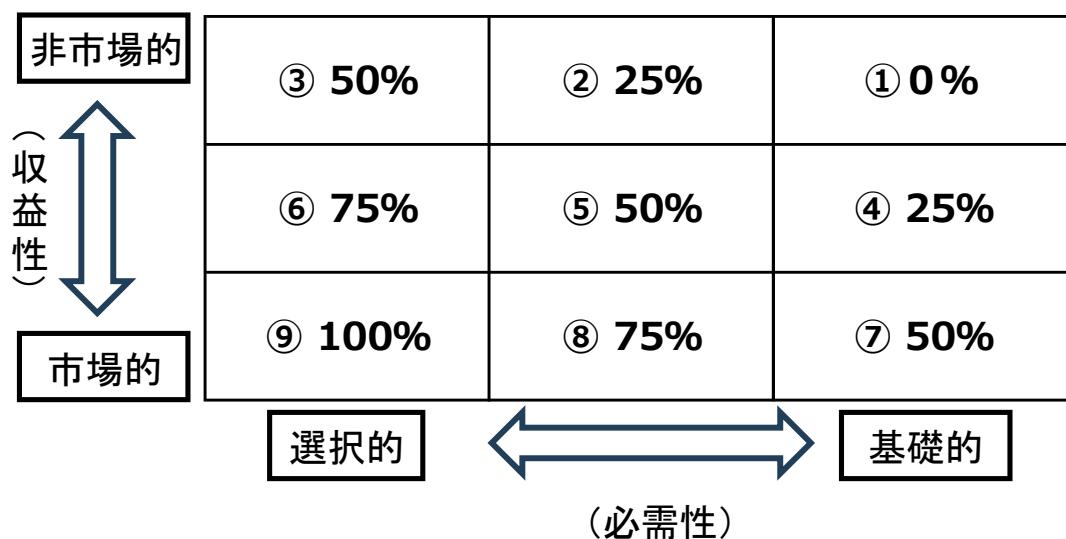
- ・市場的なもの

同種のサービスが民間でも広く提供されており、収益性が認められるもの（宿泊施設など）

（2）サービス区分

上記（1）で示した基準により、サービスの受益者負担割合を9つの区分に分類します。

図2 サービス区分と受益者負担割合



3 受益者負担割合の算定方法

受益者負担割合の算定方法は次のとおりとします。運営費などサービス原価を対象として交付される補助金等は、サービス原価から控除するものとし、使用料を減免した額については、使用料収入に加算することとします。

$$\begin{array}{c}
 \text{使用料収入+減免額} \\
 \hline
 \text{サービス原価} \times 100 = \text{使用料の受益者負担割合}
 \end{array}$$

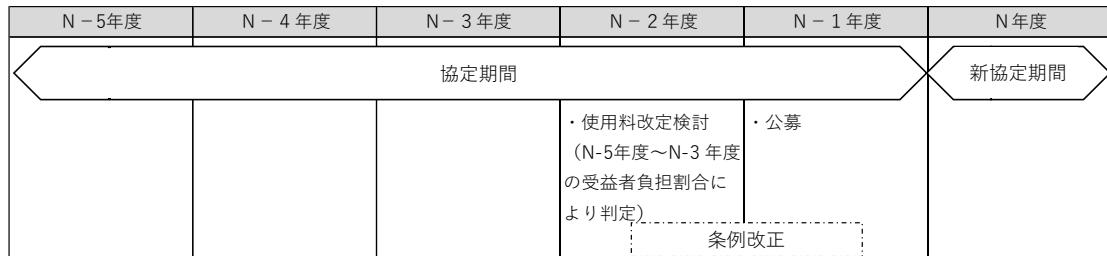
[人件費、物件費、維持補修費、減価償却費※の合計から
 補助金を除いた額]
 ※原則、サービス区分⑨のみ

4 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度による利用料金制を導入している施設について、本基本方針により改定するのは、指定管理者が設定する使用料ではなく、条例に規定する上限額です。したがって、これらの施設の使用料は、市が上限額の見直しを行い条例改正等の手続を行つたうえで指定管理者が設定します。

指定管理者制度導入施設の使用料は、収支額を適正に算定できるよう、原則、公募前に改定見込額を確定し、公募要項に明記します。ただし、困難な場合は、公募要項に①使用料改定について検討中であること ②協定期間に使用料を改定する可能性があること ③その場合には協議を行うこと等を明記するなど事業者との間に疑義が生じないよう所要の対応を講じることとします。

図3 見直し周期（指定管理期間5年の場合）の考え方



5 営利目的で施設を利用する場合

商業活動等の営利を目的として施設を利用する場合は、公費を投入することが適切ではないため、本方針に関わらず、特別料金を設定するものとします。

第4 手数料の受益者負担割合について

1 サービス原価に含める費用

手数料のサービス原価の対象とする費用は、人件費、物件費とします。

2 手数料の受益者負担割合

手数料は、特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収する料金であることから、原則としてサービス原価の100%を受益者の負担とします。

3 受益者負担割合の算定方法

受益者負担割合の算定方法は次のとおりとします。事務処理経費などサービス原価を対象として交付される補助金等は、サービス原価から控除するものとし、手数料を減免した額については、手数料収入に加算することとします。

$$\frac{\text{手数料収入} + \text{減免額}}{\text{サービス原価}} \times 100 = \text{手数料の受益者負担割合} (\%)$$

サービス原価
[人件費、物件費の合計から補助金を
除いた額]

第5 使用料・手数料の見直し

1 見直しの周期

単年度の修繕など、サービス原価は年度ごとに変動することを考慮し、受益者負担割合は3か年の平均値を指標とします。このため、見直しの検討は4年ごとに行うこととします。ただし、指定管理者制度導入施設については、原則、次期指定管理期間に向けた公募の前年度に見直しの検討を行うこととします。

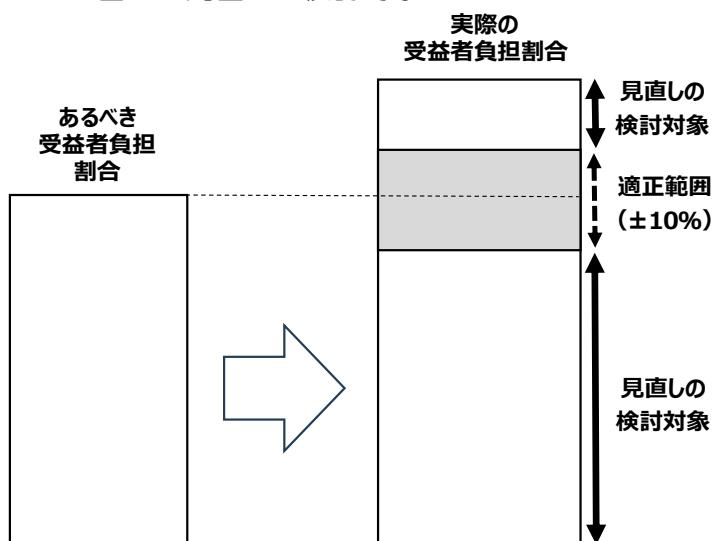
なお、物価変動などの社会経済情勢の変化や利用者数の変動、消費税率の改定など、大きな変化があった時には、上述の見直し周期に関わらず、都度、適切に反映させることとします。

2 見直しの方法

(1) 検討対象

受益者負担の安定性を確保するため、受益者負担割合を算定した結果、るべき負担割合との乖離が概ね±10%を超える場合は、使用料・手数料の見直しの検討対象とします。

図4 見直しの検討対象



(2) 料金改定の検討における留意点

検討対象となった使用料・手数料は、市民生活への影響、市内の同種サービスや近隣自治体の類似サービスとの均衡等を考慮して料金の改定を検討します。

3 激変緩和措置

受益者負担の急激な変化を緩和するため、使用料・手数料を引上げる場合の1回の改定幅の上限は、原則として現行料金の1.5倍とします。

第6 減額・免除について

減免の実施は、受益者負担の適正化の観点から、社会政策的な配慮を要するものや、応能負担の原則に基づくものについて、本来の目的や必要性に則し、限定的に行うものとします。

その他、減免については、次のことに留意して設定します。

- (1) 既に当該サービスに対する補助が行われているときは、減免対象としない。
- (2) 関係法令で減免基準が定められている場合はその規定に拠る。
- (3) 減免基準については、条例、規則もしくは要綱等で明確に定める。

対象施設一覧

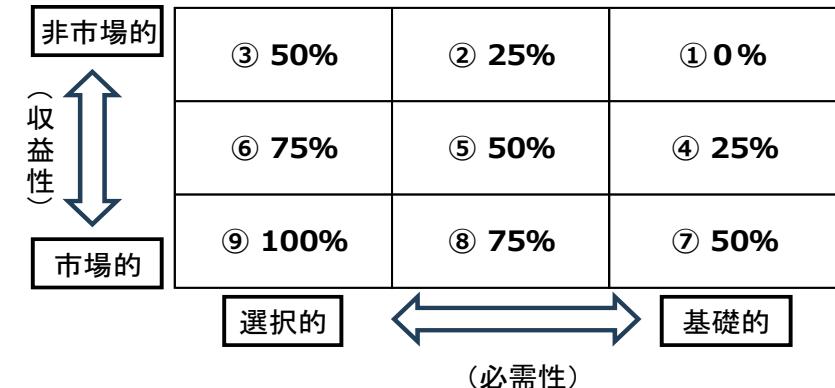
【サービス区分の説明】

(ア)サービスの選択性に関する基準(必需性)

基礎的	市民生活の基盤となる公共性が高いサービスで、年齢や性別、住所地を問わず、広く提供されるべきもの
中間	公共性を有するサービスで、特定の利用者の利便を図るもの
選択性	生活や余暇を潤すものとするサービスで、市民一人ひとりによってその必要性が大きく異なるもの

(イ)サービスの市場性に関する基準(収益性)

非市場的	同種のサービスの民間での提供が困難であり、主として行政が提供するもの
中間	同種のサービスの民間での提供が少ない又は現在提供されていないが、今後期待できるもの
市場的	同種のサービスが民間でも広く提供されており、収益性が認められるもの



No.	施設名称	指定管理	基礎的選択性	非市場的市場的	サービス区分	受益者負担割合	施設の設置目的及び使用料の対象	受益者負担割合の考え方
1	地域センター (市民センター(6施設)、コミュニティセンター(6施設))		中間	非市場的	②	25%	【設置目的】 地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図ること 【使用料】 ホールや会議室等を貸し出し、施設使用料を徴収	・主に地域住民の文化活動や交流の場として諸室等を貸し出しており公共性があるが、特定の利用者の利便を図るものであることから、選択性の程度は「中間」 ・地域ごとに設置をするなど、同種のサービスの民間での提供が困難であることから、市場性の程度は「非市場的」
2	わくわくプラザ町田	○	中間	非市場的	②	25%	【設置目的】 町田市内に居住する高齢者の社会参加及び能力活用並びに地域交流の促進を図り、もって高齢者福祉及び地域福祉の増進に寄与すること 【使用料】 会議室・講習室を貸し出し、施設使用料を徴収	
3	バイオエネルギーセンター(会議室)		中間	非市場的	②	25%	【設置目的】 市民に活動の場を提供することにより、地域社会の活性化に寄与すること 【使用料】 会議室・多目的室等を貸し出し、施設使用料を徴収	

No.	施設名称	指定管理	基礎的選択的	非市場的市場的	サービス区分	受益者負担割合	施設の設置目的及び使用料の対象	受益者負担割合の考え方
4	まちだ中央公民館 (町田市生涯学習センター)		中間	中間	⑤	50%	<p>【設置目的】 市民の実際生活に即する社会教育に関する各種の事業を行い、もって市民の自主的学習、文化活動の振興に寄与すること 【使用料】 ホール・学習室・音楽室等の施設を貸出し、施設使用料を徴収</p>	
5	町田市民フォーラム		中間	中間	⑤	50%	<p>【設置目的】 男女平等社会の形成を促進し、消費者の保護を図るとともに、市民による自主的な社会貢献活動並びに市民活動及び文化活動を支援すること 【使用料】 ホール・学習室・調理室等の施設を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主に地域住民の文化活動や交流の場として諸室等を貸し出しており公共性があるが、特定の利用者の利便を図るものであることから、選択性の程度は「中間」 ・中心市街地に位置しており、民間での同種のサービスの提供があるが、少ないとから、市場性の程度は「中間」
6	健康福祉社会館(会議室)		中間	中間	⑤	50%	<p>【設置目的】 市民の健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に寄与すること 【使用料】 講習室を貸出し、施設使用料を徴収</p>	
7	町田市民文学館ことばらんど	選択的	非市場的		③	50%	<p>【設置目的】 町田市にゆかりのある文学者の著作、原稿、愛用品その他の資料及び市民の文学的著作等を収集し、保存し、及び展示して市民の利用に供するとともに、文学に関する調査研究及び知識の普及活動を行うことにより、市民の文学に関する知識及び教養の向上を図り、もって市民の文化活動の発展に資すること 【使用料】 特別展観覧料のほか、会議室を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文学作品の観覧等は、市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なることから、選択性の程度は「選択的」 ・町田市にゆかりのある文学作品を保存・展示等し市民の利用に供するなど、同種のサービスの民間での提供が困難であることから、市場性の程度は「非市場的」

No.	施設名称	指定管理	基礎的選択的	非市場的市場的	サービス区分	受益者負担割合	施設の設置目的及び使用料の対象	受益者負担割合の考え方
8	町田市民ホール	○	選択的	非市場的	③	50%	【設置目的】 市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与すること 【使用料】 ホール、会議室、練習室、ギャラリーを貸出し、施設使用料を徴収	・音楽や演劇などの活動として利用するものであり、市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なることから、選択性の程度は「選択的」
9	町田市鶴川緑の交流館 (和光大学ポプリホール)	○	選択的	非市場的	③	50%	【設置目的】 市民の芸術文化の創造活動及び地域的な共同活動その他の市民活動の推進を図り、もって魅力ある地域社会づくりに寄与すること 【使用料】 ホール、練習室、多目的室等を貸出し、施設使用料を徴収	・主な施設である音楽ホール等、民間での提供が困難であることから、市場性の程度は「非市場的」
10	町田市文化交流センター	○	選択的	市場的	⑨	100%	【設置目的】 市民に地域交流の場及び文化活動その他の活動の場を提供することにより、市民の文化活動の普及及び中心市街地への来訪の促進を図り、もって文化の振興及び中心市街地の活性化に寄与すること 【使用料】 会議室、ホール、スタジオ、ギャラリー等の諸室を貸出し、施設使用料を徴収	・企業や団体等の利用を想定し、市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なることから、サービスの選択性の程度は「選択的」 ・企業や団体等の利用を想定した貸会議室等は、民間でも提供されており、収益性が認められることから、市場性の程度は「市場的」
11	町田市フォトサロン	○	中間	非市場的	②	25%	【設置目的】 市民の写真その他の文化芸術に関する活動の場を提供し、もって文化芸術の振興に寄与すること 【使用料】 展示室を貸出し、施設使用料を徴収	・写真、その他文化芸術に関する活動を通した市民の交流の場であり公共性があるが、特定の利用者の利便を図るものであることから、選択性の程度は「中間」 ・同種のサービスの民間での提供は困難であることから、市場性の程度は「非市場的」
12	国際版画美術館		選択的	非市場的	③	50%	【設置目的】 内外にわたる美術・文化の交流の場として、版画を中心とする幅広い活動を展開し、市民の美術に関する知識及び教養の向上を図り、もって市民文化の発展に寄与すること 【使用料】 観覧料のほか、展示室、アトリエ、講堂等を貸出し、施設使用料を徴収	・美術品の観覧等は、市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なることから、選択性の程度は「選択的」 ・美術品の保存・展示等し市民の利用に供するなど、同種のサービスの民間での提供が困難であることから、市場性の程度は「非市場的」

No.	施設名称	指定管理	基礎的選択的	非市場的市場的	サービス区分	受益者負担割合	施設の設置目的及び使用料の対象	受益者負担割合の考え方
13	町田ターミナルプラザ市民広場		中間	中間	⑤	50%	<p>【設置目的】 町田市中心市街地の商業の振興を図ること</p> <p>【使用料】 広場のイベント区画を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等の催しなどでの利用を想定しているため公共性があるが、特定の利用者の利便を図るものであることから、選択性の程度は「中間」 ・中心市街地において、民間においても同種のサービスが提供されているが、少ないとことから、市場的性の程度は「中間」
14	町田薬師池公園四季彩の杜 西園(ラボ・体験工房)	○	選択的	中間	⑥	75%	<p>【設置目的】 薬師池をはじめとした周辺施設を含む観光エリア「町田薬師池公園四季彩の杜」における観光拠点の窓口としての役割を担う</p> <p>【使用料】 ラボ棟・体験工房を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や余暇を潤いのあるものとするサービスで、市民一人ひとりによってその必要性が大きく異なることから、選択性の程度は「選択的」 ・公園という場を活用した同種のサービスは今後民間での提供が期待できることから、市場性の程度は「中間」
15	子ども創造キャンパス ひなた村	○	中間	非市場的	②	25%	<p>【設置目的】 恵まれた自然環境の中での遊び、体験、創作活動等を通じて、子どもたちの心身の健康を増進するとともに、その豊かな創造性を育み、もって子どもたちの心身の健やかな育成を図ること</p> <p>【使用料】 ホール、レクリエーションルーム、野外炊事場等を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが体験、創作活動を行う青少年施設として公共性があるが、特定の利用者の利便を図るものであることから、選択性の程度は「中間」 ・同種のサービスの民間での提供は困難であることから、市場性の程度は「非市場的」

No.	施設名称	指定管理	基礎的選択的	非市場的市場的	サービス区分	受益者負担割合	施設の設置目的及び使用料の対象	受益者負担割合の考え方
16	大地沢自然交流サイト (Nature Factory 東京町田)	○	選択的	市場的	⑨	100%	<p>【設置目的】 恵まれた自然環境の中での遊び、体験活動等の場を提供することにより、市民の心身の健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与すること 【使用料】 宿泊室兼多目的室、テントサイト等を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や余暇を潤いのあるものにするサービスで、市民一人ひとりによってその必要性が大きく異なることから、選択性の程度は「選択的」
17	町田市自然休暇村	○	選択的	市場的	⑨	100%	<p>【設置目的】 市民の自然と親しむレクリエーション活動並びに青少年の社会教育活動及び学校教育活動の普及振興を図り、もって市民及び青少年の健康で文化的な生活の向上に寄与すること 【使用料】 宿泊室、テントサイト等を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同種のサービスが民間でも広く提供されており、収益性が認められることから、市場性の程度は「市場的」
18	学校施設開放 (特別教室地域利用)		中間	非市場的	②	25%	<p>【設置目的】 町田市立小・中学校の施設及び附属設備を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用すること 【使用料】 交流ホール、多目的室、音楽室、家庭科室を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活用型として利用されることから、公共性があるが、特定の利用者の利便を図るサービスであることから、選択性の程度は「中間」
19	学校施設開放 (スポーツ施設地域利用)		中間	非市場的	②	25%	<p>【設置目的】 町田市立小・中学校の施設及び附属設備を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用すること 【使用料】 武道場、温水プール等を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同種のサービスの民間での提供は困難であることから、市場性の程度は「非市場的」

No.	施設名称	指定管理	基礎的選択的	非市場的市場的	サービス区分	受益者負担割合	施設の設置目的及び使用料の対象	受益者負担割合の考え方
20	スポーツ施設 (体育館・陸上競技場・野球場・ソフトボール場・グラウンド(広場)・プール)	○ (一部直営)	選択的	非市場的	③	50%	<p>【設置目的】 市民のスポーツ及び体力づくりの推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与すること</p> <p>【使用料】 アリーナ、武道場、弓場、球場、グラウンド、ジョギングコース、浴室等を貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを目的として利用するものであり、市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なることから、選択性の程度は「選択的」 ・大規模な体育施設の民間での提供は困難であることから市場性の程度は「非市場的」
21	スポーツ施設 (テニスコート)	○ (一部直営)	選択的	中間	⑥	75%	<p>【設置目的】 市民のスポーツ及び体力づくりの推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与すること</p> <p>【使用料】 テニスコートを貸出し、施設使用料を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを目的として利用するものであり、市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なることから、選択性の程度は「選択的」 ・民間での同種のサービスの提供があるが、少ないことから、市場性の程度は「中間」
22	施設付帯駐車場 (公園駐車場、スポーツ施設駐車場、文化施設駐車場) ※自転車駐車場含む	○ (一部直営)	中間	市場的	⑧	75%	<p>【設置目的】 施設利用者の利便性向上を図ること</p> <p>【使用料】 駐車場利用者から料金を徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の付帯駐車場であり一定の公共性がある一方、特定の利用者の利便を図る施設であるため選択性の程度は「中間」 ・施設周辺に民間駐車場が存在することが想定されるため、市場的性の程度は「市場的」

使用料・手数料改定検討スケジュール

区分		年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
直営	スポーツ施設	【条例改正】 三輪みどり山球場、 藤の台球場 鶴川球場、野津田 球場、町田市民球 場	【新使用料適用】 三輪みどり山球場、 藤の台球場 鶴川球場、野津田 球場、町田市民球 場			【使用料改定検討】 【条例改正】 新方針により使用 料引上げを決定し た施設等	【新使用料適用】			【使用料改定検討】 【条例改正】 新方針により使用 料引上げを決定し た施設等	【新使用料適用】	【新使用料適用】	
	その他施設			【使用料改定検討】 【条例改正】 新方針により使用 料引上げを決定し た施設等	【新使用料適用】			【使用料改定検討】 【条例改正】 新方針により使用 料引上げを決定し た施設等	【新使用料適用】			【使用料改定検討】 【条例改正】 新方針により使用 料引上げを決定し た施設等	
	手数料				【手数料改定検討】 【条例改正】 新方針により決定し た手数料	【新手数料適用】			【手数料改定検討】 【条例改正】 新方針により決定し た手数料	【新手数料適用】			
指定管理	・町田市民ホール ・町田市鶴川緑の交流館 ホール等(和光大学ボブ リホール鶴川)		【使用料改定検討】 (公募)		【新使用料適用】 (新協定期間)			【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				
	町田市フォトサロン		【使用料改定検討】 (公募)		【新使用料適用】 (新協定期間)			【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				
	・町田市立総合体育館 ・三輪みどり山球場 ・成瀬クリーンセンターテ ニスコート ・緑ヶ丘グラウンド				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)		
	町田市立室内プール		【使用料改定検討】 (公募)		【新使用料適用】 (新協定期間)			【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				
	町田市子ども創造キャン バスひなた村				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)		
	町田市自然休暇村				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)		
	町田市大地沢自然交流 サイト				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)		
	町田市文化交流センター			【新使用料適用】 (新協定期間)			【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】	
	相原グループ ・相原中央公園 ほか市 立公園24施設				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)		
	スポーツの森グループ ・野津田公園・小野路公 園・鶴川中央公園・鶴川1 号緑地 ・山王塚公園 ほか市立 公園7施設				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)		
	鶴間公園				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)		
	町田中央グループ ・町田中央公園・日向山 公園 ・木曾山崎公園・成瀬うさ ぎ谷戸公園 ・本町田後田公園				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)		
	町田地区グループ ・忠生公園 ・忠生スポーツ公園 ・小山上沼公園 ほか市 立公園736施設				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)				【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)		
	・薬師池西公園 ・薬師池公園駐車場		【新使用料適用】 (新協定期間)			【使用料改定検討】 (公募)	【新使用料適用】 (新協定期間)			【新使用料適用】 (新協定期間)			【使用料改定検討】

※指定管理施設の使用料改定に伴う条例改正は、周知期間等を考慮し、新使用料適用までに実施するものとする。